

Ⅱ 4 大学院における教育・研究指導の内容・方法と条件整備

社会学研究科は平成 16（2004）年度現在、社会学専攻の博士前期課程および後期課程、社会福祉学専攻の博士前期課程および後期課程、それに心理学専攻の修士課程を擁し、一方、国際経営・文化研究科は、国際経営専攻と国際文化専攻の修士課程を擁する。「教育・研究指導の内容等」については、各研究科内の各専攻においてかなりの差異が存するため、以下研究科別および専攻別に記述する。

（0）社会学研究科

1）教育・研究指導の内容等

社会学専攻

（a）教育課程

【現状の説明】

社会学専攻は、〈広い意味での福祉〉に関わる社会学の諸領域について、高度で専門的な知識や技能を備え、問題の解明に寄与しうる人材の養成を目的としている。ここには、特に社会福祉や看護の従事者、教育関係者などを中心とした社会人も、主要な対象として位置づけている。

この教育目的を受けて、社会学専攻では、平成 8（1996）年の開設以来、カリキュラムの拡充を図ってきた。博士前期(修士)課程および博士後期課程のカリキュラムは、大きく分けて次の三つの指針に基づいて編成されている。

第一に、少子高齢化、国際化、情報化、高度産業化など、今日の日本社会の動向に起因する、社会や人間関係の構造的・状況的变化と、それから生ずる新たな社会問題を解明し、これらへの社会的対応を研究する領域の科目配置を主としている。

第二には、社会構造、社会変動、社会問題・社会病理の研究においては上記の諸分野の基礎として、あるいはそれらと併行して社会学の理論や学説のより高度で専門的な研究が必要とされるので、〈理論・学史〉の領域にも科目を配置してある。

第三に、博士前期（修士）課程のカリキュラムはそれ自体で完結したものとして構成するが、博士前期（修士）課程と博士後期課程とを通じた社会学専攻全体としては、前期（修士）課程のカリキュラムを基礎とし、その上に後期課程のカリキュラムを積み上げ、前期（修士）課程と後期課程とを体系的に接合した一貫したカリキュラムとして構成してある。

以上とは別に、社会学の研究にとって不可欠な社会調査の技法と論理を修得させるため、社会調査実習を博士前期（修士）課程の必修科目として配置するほか、平成 15（2003）年度には統計処理実習を選択科目として追加し、社会調査関連科目を充実させた。前期（修士）課程にこれらの科目を配置することによって、社会学の研究において基礎となるデータの収集・処理、および高度な統計解析の実践的方法を確実に修得させることをめざしている。

また、日本社会学会の呼びかけで、日本教育社会学会、日本行動計量学会の 3 学会合同

で平成 15（2003）年 11 月に社会調査士資格認定機構が発足し、平成 16（2004）年度から学部レベルにおいて認定された社会調査士の資格をベースに、大学院レベルでは専門社会調査士資格の機構認定がスタートした。これに対応して、社会学専攻では、専門社会調査士資格の機構認定が受けられるよう前期課程に配置されている社会調査実習Ⅰ・Ⅱと統計処理実習の授業内容の拡充を図り、社会調査士資格認定機構に科目申請を行い標準カリキュラムとして認定された。これにより、原則として社会調査士資格を有することが要件であるが、社会学専攻前期課程において、社会調査士資格認定機構の認定による専門社会調査士資格が取得できることとなった。

更に、本学専任教員の担当外の専門領域における最前線の学術情報について、外部の専門家（講師）によるゼミ形式の特別講義も、「現代社会学特殊講義」の名称で博士前・後期課程のそれぞれに配置してある。

これ以外に、社会学専攻博士前期（修士）課程には、現代社会が抱える様々な課題（研究テーマ）を、社会学、社会福祉学と心理学の視点から総合的に研究し、課題解決の方向を科学的に探求するために、「人間科学総合コース」が設置されている。このコースは学部の社会学科に設置されている「人間科学総合コース」と対応しており、社会学専攻に配置された科目のみならず、社会福祉学専攻や心理学専攻に配置された科目も履修することによって、より高度で総合的な知識や技能の修得が図れるようになっている。

「一年制博士前期（短期）課程」は学部における社会学科の教育課程と連動させて、優秀で意欲的な学生が、学部卒業後 1 年以上の在学をもって社会学専攻博士前期（修士）課程を修了することを可能とする制度である。この課程では、学部 4 年次の段階で、大学院での高度で専門的な研究を展望した指導を受けると同時に、大学院博士前期（修士）課程の開講科目を、5 科目 10 単位を限度に、科目等履修生として履修することができる。科目等履修生として修得した単位は、社会学専攻博士前期（修士）課程を修了するに必要な単位数に算入される。なお、この課程の履修対象者は、当分の間、看護系教員または看護系専修学校を卒業した 3 年次編入学生や実務経験のある非 3 年次編入学生に限定されている。

【点検・評価および長所と問題点】

社会学専攻のカリキュラム編成は、本学大学院研究科の理念・目的ならびに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同 4 条第 1 項を踏まえて、修士課程においては「広い視野に立って（中略）、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力」を持つ人材の養成、そして博士課程においては「研究者および高度に専門的な業務従事者」の養成に合致していると評価できる。社会学専攻では、この間、保健医療社会学研究や国際化社会論研究、環境社会学研究などの科目を新たに配置して、漸次カリキュラムの拡充を図り、設置目的への適合性を高めてきた。

また、前期（修士）課程には履修上の特殊コースを設置し、社会人や看護系学生などの多様な修学ニーズへの対応を図ってきた。

問題は、前期（修士）課程、および博士後期課程入学者の中に、社会学出身以外の卒業生ま

たは修了生が少なからず存在しており、社会学の基礎知識や素養が不足する学生が散見されることである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会学の専門基礎知識が不足する学生への対応、更には高度の専門性をもった社会学的研究能力の養成のためにも、平成 17(2005)年度から社会学専攻前期課程に社会学の基礎となる学識や方法が修得できる科目（社会学基礎演習）を必修として配置する方向で改善を図るとともに、専門領域ごとに開講されている講義科目においても、それぞれの専門領域における基礎となる知識や方法が修得できるような内容を意識的に盛り込んで授業の改善を図っていく。あわせて、学部教育との連携を深めていくことも必要であると考えている。一つの方策として、社会学の基礎教育を受け社会調査のトレーニングを積んだ学内進学者を増やし、高度な分析力と専門的な研究能力のある人材の養成につなげていきたい。

（b）単位互換、単位認定等

【現状の説明】

社会科学諸分野の中でも、社会学の研究領域は広範で、しかも専門分化している。また、本学の社会学専攻の開講科目は他大学と比べて多彩な方であるが、それでも一つの大学の研究科あるいは専攻において開講できる科目は限られている。

社会学専攻では、平成 9（1997）年度から、「大学院社会学分野の単位互換制度に関する運営協議会」に加盟している。この制度は、関東圏の国公立 5 大学院、私立 17 大学院（平成 15 年度現在）の参加による包括協定であり、授業料等の相互不徴収による単位互換制度である。

このほか、社会学研究科と千葉大学大学院看護学研究科との協定に基づき、授業料等が無料の「特別聴講生」として両大学院の学生が相手大学院の授業科目を履修し、単位互換を行っている。看護系領域を専門的に研究する学生が一定数存在する社会学専攻では、こうした看護学研究科授業科目の単位互換制度の必要性が高いのである。

【点検・評価および長所と問題点】

上記の関東圏大学院社会学分野の単位互換制度には、少なくとも私学については社会学分野の大学院が設置されているほとんどの大学が加盟しており、大学院生にとってより豊富な学習機会が提供されている。ところが、社会学専攻の大学院生、特に前期(修士)課程の院生は、必修科目である「社会調査実習」をはじめ課程修了に必要な単位取得および仕事(社会人)やアルバイトに追われ、修士論文の執筆のための調査や研究時間すら十分に確保できていない状況がある。こうした時間的條件のほか、通学条件の制約もあるためか、これまでこの制度はほとんど活用されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

単位互換制度をはじめ、他の大学院と協力して大学院生同士の研究発表の場や相互交流の機会を設定することによる、本学大学院生の教育・研究水準の向上への期待は大きいも

のがある。今後とも単位互換制度の活用や、本学大学院生の教育・研究水準向上の機会を作り、積極的に参加するよう指導していきたい。

(c) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生への教育上の配慮として、2年間の標準修了年限を超えて、3年間の単位修得期間を予め設定する「三年制長期コース」が用意されている。この場合の学費は、通常の2年間分の学費を3年間で分割納付することになる。このコースは社会人学生のみが対象とされており、その選択は入学年度の履修届で行うこととしている。

また、平成11(1999)年4月からは、主として社会人学生の便宜を図るため、土曜日や昼夜開講制を導入している。

外国人留学生については、これまで指導上の特別の配慮は行っておらず、日本語能力の習熟に関しては、研究指導教員や本学大学院生が個別に添削指導にあたってきた。また、外国人留学生に対する特別の奨学金を本学独自の制度として設けている。これは、給付奨学金で、年間授業料の相当額ないしはその半額が給付されている。

【点検・評価および長所と問題点】

上記のように社会人学生には「三年制長期コース」を用意し、昼夜開講制も導入して便宜を図ってきた。だが、時間的制約が大きい社会人学生の履修を更に容易にするための対策を講じる必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、入学するであろう社会人院生の居住地・職業等の事情をふまえ、時間割編成の工夫などを行う必要がある。

(d) 研究指導等

【現状の説明】

社会学専攻における研究指導は発足時から複数・集団指導体制をとっている。これは「院生の研究指導は、主として指導教員(原則として1名)が行い、院生の研究課題に関連する科目の担当教員が随時これに参加する。」(『大学院要項(平成16年度)』)とされ、「演習の時間を利用して定期的に行うほか、学生の都合を勘案して適宜行う。」ことになっている。そして、「全教員と全院生が参加する院生の研究発表会を適宜開催し、全教員による集団指導」を行っている。例年、10月中旬と2月上旬に開催される「論文中間発表会」は、最も重要な複数・集団指導の場として機能している。

複数・集団指導の実を上げるため、随時、「教員指導連絡会」を開き、担当する指導院生に関して情報交換を行っている。更に、修士論文の審査および修了最終試験の面接には社会学専攻の全教員が当たり、修論の審査および評価を行っている。

また、修士および博士の学位論文の作成に向けた専門的で高度な指導を一貫した視点か

ら定期的に行い、受講院生の努力を単位認定という形で評価するために、博士前期(修士)課程では「研究指導演習Ⅰ・Ⅱ」、博士後期課程では「研究指導演習Ⅲ・Ⅳ」を必修科目として配置している。

博士後期課程院生の「研究活動を活性化し、博士論文の作成を支援する」ために、平成11年度から、本研究科独自の研究費補助金制度が発足している。この研究費補助金は、研究期間は原則として1年間、1件につき50万円を上限とし、研究内容の審査を経て、本学大学院社会学研究科後期課程在籍者に交付されるもので、院生の研究活動に大きな刺激を与えている。

また、平成14(2002)年度から5ヵ年計画でスタートしたオープン・リサーチ・センター整備事業プロジェクト「虐待現象の総合的研究」に、数人の本学大学院博士後期課程の院生が共同研究者として参加しており、研究指導上の効果が期待されている。

【点検・評価および長所と問題点】

社会学専攻では、非常に密度の濃い指導教員による個別指導と全教員による集団指導体制を組み合わせ、一定の成果を上げてきた。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会学専攻における複数・集団指導体制は研究指導に一定の成果を上げているが、入学から学位論文作成まで教員間の連携を密にして適切な研究指導が行われるよう更に改善を図っていく。全教員による複数・集団指導をとっているが、研究指導の中心を担うのはあくまでも指導教員であり、指導教員が責任をもつ体制でなければ効果的に機能しないことについて、教員と院生相互の理解を深めつつ、複数・集団指導の実を上げていく方針である。

社会福祉学専攻

(a) 教育課程

【現状の説明】

平成元(1989)年に淑徳大学大学院が、社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程として開設されたのが社会福祉学専攻のスタートであり、三つの専攻のなかでは最も長い歴史を持っている。この開設におけるねらいは、学部教育を基礎に、学部教育よりも更に高度な社会福祉の専門的職業人教育の必要性に基づいたものである。さらに平成7年より、社会福祉学の高度な専門的知識を備えた研究者育成の要請に応じ、博士後期課程を設置し現在に至っている。

社会福祉学専攻においては、宗教福祉・仏教福祉の問題、少子・高齢社会の福祉問題、障害者の福祉と精神保健福祉の問題、社会福祉の援助方法の問題、そして社会福祉政策と経営の問題など、社会福祉学の諸問題について、高度に専門的な知識や技能を備え、それによって現代の社会福祉諸分野の問題を専門的に研究し、あるいは問題の解明に寄与できる高度な能力を持った人材の育成を教育目的としている。

上記の教育目的を受けて、カリキュラム上の特色は次のようになっている。

- ① 本学の建学の精神である大乘仏教の思想・理念の研究、その思想・理念に基づく社会福祉事業や社会福祉実践の歴史的・社会的諸相に関する研究、更に宗教福祉・仏教福祉におけるターミナルケアの問題を研究する科目が配置されている。
- ② 少子・高齢化に伴う社会福祉問題、すなわち社会福祉政策、公的扶助、保健医療福祉等の今日的課題を研究する科目が配置されている。
- ③ 社会福祉の各分野において、ソーシャルワークの高度な水準の研究を行う研究者の養成、および社会福祉施設・機関の中間管理者や指導者層の養成を行うことを目的としたアドミニストレーションに関する科目を配置している。
- ④ 学位論文作成の指導を目的とした研究指導演習、および社会福祉実践現場で学習内容を深めることを目的とした社会福祉実習の科目が配置されている。

また、博士前期(修士)のカリキュラムは、それ自体で完結したものとして構成されているが、社会福祉学専攻全体でみれば、前期(修士)課程のカリキュラムを基礎とし、その上に後期課程のカリキュラムを積み上げ、前期(修士)課程と後期課程を体系的に構造化し、一貫したカリキュラム構成となっている。

【点検・評価および長所と問題点】

社会福祉学専攻のカリキュラム編成は、先に示した本学大学院研究科の理念・目的ならびに「学校教育法」第 65 条、「大学院設置基準」第 3 条、同第 4 条第 1 項を踏まえて、博士前期(修士)課程においては、「広い視野に立って（中略）、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度な能力」の養成、そして博士課程においては、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力」の養成に見合っており、評価できる。

学部における社会福祉学の教育内容との関連でみていくと、学部カリキュラムでは「社会福祉学共通専門科目」や社会福祉・精神保健福祉・児童福祉専修科目群の科目を専門の基礎として学んでおり、その基礎をより確かなものにしながら専門を学ぶということが大学院への教育へと引き継がれている。カリキュラムの構造上は、学部教育とのつながりに対して一定の評価をすることができよう。また、入試制度においても平成 15 年度入試より内部進学者に対する入試を新たに実施している。

カリキュラムにおいては、社会福祉学専攻の前期(修士)課程を基礎とし、その上に後期課程を積み上げ一貫したものとして整合性がとれていると評価できる。他方で、社会人学生においては保健・医療・福祉などの様々な背景をもった院生や、学部からの入学者もいる。これらの院生が、同じ土俵で学びやすくしていくためには、カリキュラムのあり方も含めて教育指導体制を検討する必要があるだろう。

前期(修士)課程においては、この目的を適切な科目の配置や教授方法を通じて達成していると考えられる。ただし、本専攻の教育目標の意図するところからみていけば、前期課程における社会福祉実習や社会調査といったものをより充実させ、学問の臨床性や実証性を高めていくことが必要となろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

問題点として指摘したように、前期(修士)課程においては、その背景や能力において、多様化している院生に対応するためのカリキュラムの検討、教員による個々の院生に対する直接的な教育指導だけでなく、院生同士がそれぞれのバックグラウンドの違いを活かしながら、共に学ぶという機会を作っていくための工夫の検討を考えている。

専門教育においては、ある専門分野や方法に特化しがちであるが、共通の基礎となる概念や視点を学び研究するなかで、その専門性は活かされることになる。同様に、社会福祉実践における専門性も、単独の職種の専門性だけでなく、チームアプローチや協働によってより良いサービスが提供されることになる。そのためには、今後、こうしたチームアプローチや協働を視野に入れた教育体制、科目の配置をできるようにしていくことが、実学としての本専攻の目的をかなえるものになっていく。

このチームアプローチとは、社会福祉学専攻の専門教育が個別の専門教育という視点だけでなく、総合的視点から行われる点を強調しているものであり、そこに社会学研究科としての3専攻の意義を活かせる道があると考えられる。

(b) 単位互換、単位認定等

【現状の説明】

単位互換については、「大学院学則」16条の2に規定されており、社会学研究科としては千葉大学大学院看護学研究科と単位互換を行っている。

社会福祉学専攻は、関東地区の12大学（上智大学・大正大学・東洋大学・淑徳大学・日本社会事業大学・日本女子大学・明治学院大学・立正大学・ルーテル学院大学・関東学院大学・立教大学・法政大学）によって構成される大学院社会福祉学専攻協議会に加盟しており、各大学院社会福祉学専攻の間に大学院委託聴講制度（単位互換）が設けられており、実施されている。

【点検・評価および長所と問題点】

千葉大学大学院看護学研究科とは、地理的に近いこと、更に学問的にも隣接分野であり、単位互換によって教育研究の多様化・活性化に貢献できると考えられる。しかし、大学院生にはそうした考えが浸透せず専門の違いに目が行き、これまでの実績は少ないのが現状である。

大学院委託聴講制度（単位互換）は、同じ社会福祉学専攻のなかで専門を多面化し、広がりを持たせるためにも役立つ方法と考えられる。また、大学院生が主体的に行うという意味でも、武者修行として他大学院へ出向いて学ぶという姿勢へとつながり評価できる。ただし、本専攻の大学院生の利用は少ないのが現状である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本専攻のめざすものからすれば、個別の専門性だけでなく他の領域や職種と協働していくという横の広がりを持ちながら学んでいくことは、極めて大切なものとなる。従って、

千葉大学看護学研究科との単位互換を促進することの意味を専攻会議等で再検討していく予定である。

また、大学院委託聴講制度（単位互換）は、先にも述べたように研究の深化だけでなく、武者修行として他大学院へ出向いて学ぶことにも意味がある。そうした意義を大学院生に理解してもらい、より有効な活用ができるように工夫を進めていきたい。

（c）社会人、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生への教育上の配慮としては、社会学研究科として、2年間の標準修業年限を超えて、3年間の単位修得期間を予め設定する「三年制長期コース」が用意されている。このコースの対象は社会人に限定されており、その選択は入学年度の履修届で行うことになっている。また、社会人の大学院へのニーズに応えられるように昼夜開講制を導入し、積極的に受け入れるようにしている。土曜日や夜間の授業を中心に履修することも、また反対に、平日や昼間の授業を中心に履修計画を立てることも可能なような時間割の工夫をしている。

この他に、社会福祉関連の職業に従事しながら、大学院で専門的な研究を希望する社会人に対して、短期間に高度の専門性を有する社会福祉の実務家の養成に寄与するという観点から、「一年制短期コース」を設けている。これらの点を含めて、社会人学生には、その置かれた様々な個別的事情にできる限り対処すべく、柔軟な対応を行っている。

外国人留学生に対しての別立て課程は用意していない。これまでの実績は、全てアジアからの留学生で、その新入学生数は漸次減少傾向にあり、過去の実績は平成12年度5名、13年度2名、14年度1名、15年度0人、16年度0人、17年度1人となっている。留学生によって日本語の能力は異なるが、必要に応じて指導教授が個別の指導を行っている。こうした対応によって、全体的には指導において大きな支障とはなっていない。また、外国人留学生に対する特別の奨学金を本学独自の制度として設けており、給付・貸与奨学金として年間授業料の相当額ないしはその半額が支給される。他に、台湾の淡江大学日本語学専攻の大学院2年次学生を、毎年、1年間の留学生として受け入れ論文指導も行っている。

【点検・評価および長所と問題点】

社会人学生に対しての取り組みは、一定の評価を得られており、例えば、昼夜開講と「三年制長期コース」を利用することによって、かなり遠方の社会人が実際に入学して学んでいる。仕事に支障をきたさずに教育を受ける機会となっている。

外国人留学生の受け入れに対する基本的姿勢は、まだ積極的に受け入れる体制となっていないのが現状である。より門戸を開いた対応が、カリキュラム等からも検討される必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

国際的視点からの研究が広がっているなかで、留学生の受け入れを積極的に行っていくこ

とは、それ自体が一つの国際化の現れといえる。これまで実績のあるアジアの国々からの留学生の学びやすいカリキュラム、指導体制等を検討していくことが、相互の国の社会福祉研究や実践のレベルアップを高めることになる。この外国人留学生が減少している問題については、研究科委員会として引き続き検討していく予定である。

(d) 研究指導等

【現状の説明】

院生各自の希望を考慮し専攻会議で決められた指導教員が、主として研究指導を行っている。この指導教員による指導は、カリキュラムとして設定されている研究指導演習だけでなく、必要に応じて随時行われている。また、全教員による集団指導も合わせて行い、年に2回(7月・2月)の論文中間発表会を行っている。7月には宿泊してこれを実施し、個別の教員との交流だけでなく、他の教員との相互交流が可能な場になっている。上記のプロセスを踏まえて、修士論文の審査および最終試験は、主査(指導教員)1名、副査2名で行われ、その後、2月に修士論文報告会において全教員に対してプレゼンテーションを行い、質疑応答がなされている。

博士論文作成の指導プロセスでは、学年別での指導内容を明示して行っている。また、指導上の工夫として、論文指導の単位化、学術雑誌への論文投稿の奨励や、研究指導において、適宜、複数の教員による指導体制をとっている。

前述の大学院社会福祉学専攻協議会に加盟する大学においては、それぞれの院生が自主的研究会を組織・運営し、大学院生同士の研究発表や相互交流の場を形成しており、社会福祉学専攻の院生はこれに参加している。

【点検・評価および長所と問題点】

通常の授業において取り組む課題を深化させ、視点を広げていくことが、それぞれの教員から行われている。加えて、集団指導というかたちで年間のスケジュールのなかで指導を進めていくことは、一つの節目として院生の学習モチベーションを高め、自ら教員とコンタクトをとって学ぶ機会となっている点として、評価できる。

他方で、集団指導の機会があるということは、こうした機会がないと個々の研究が進んでいけないという現状の反映でもある。学問することの面白さと厳しさが自覚されることによって、個々の院生の取り組みが変わってくるのであろう。

また、大学院委託聴講制度(単位互換)に関連した自主的研究会は、院生同士の相互交流の場として機能していることは評価できるが、研究のための場としての活動を更に期待したい。

なお、「三年制長期コース」では、3年間を前提にすることによって、安心してしまって研究の取り組みへのモチベーションが上らなくなる院生もいる。こうした院生に対しては、個別の教員からの指導だけでなく、社会福祉学専攻の全体の問題として捉える必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

問題点でも指摘しているように、院生は自らが専門的に学ぼうとして大学院に入学してくるのにもかかわらず、学び方が分からないために研究に本気で取り組むまでに時間がかかるという現実がある。このことへの指導が適切にできることは、研究の質を高めるための重要な機会となっていく。従って、今後においては、個々の教員の課題としてではなく、専攻の共通課題として検討する予定である。個々の指導体制だけではなく、集団指導の方法や内容も院生の声を聞きながら検討していくことが必要になっている。

社会人学生向けの「三年制長期コース」における、研究へのモチベーション不足については、個々の教員による指導だけでなく、本研究科の特徴である集団指導体制のなかで取り組んでいきたい。

心理学専攻

(a) 教育課程

【現状の説明】

心理学専攻修士課程は、平成 15 年に設置され、16 年度でようやく完成年度が修了した状態である。

心理学専攻の教育課程は、淑徳大学の「大乘仏教の精神に基づいた福祉教育による人類社会への貢献」という建学の精神を承け、また淑徳大学の長年にわたる福祉事業従事者育成の伝統の上に、福祉社会実現に向けて諸方面において寄与することのできる心理学的理解と、それに基づく適確な行動をなしうる高度の能力をもつ人材の養成をめざしており、この点は学部教育から連続し一貫している。

この目的のために、教育課程は、二つの指針の下に編成されている。すなわち、第一に、社会福祉的問題をも含む社会問題一般と特に関連の深い心理学領域について高度に理解すること、第二に、そうした心理学的素養を確実なものとし具体的に福祉社会実現に寄与しうるだけの心理学の基礎、特に方法に関する高度の理解を得ること。

これらの指針の下に編成された具体的な教育課程は、学部教育との一貫性をも考慮して、発達・社会・臨床の各心理学分野とそれらに深く関連する教育・言語・コミュニケーション・障害児等の各心理学分野、更に心理学研究法および発達・社会・臨床の各心理学分野の研究方法論が配置されている。他方、臨床心理学の分野では、日本臨床心理士資格認定協会の「臨床心理士」資格取得をめざす院生のために、実習等の資格取得に必要な科目はもちろん、その内容の一層の充実を図るための事例研究演習等も配置してある。

【点検・評価および長所と問題点】

心理学専攻は完成年度が修了したばかりであり、点検・評価を行うに十分な時間を経っていないが、現在までに浮かび上がってきた問題として、① 臨床心理士資格の取得を希望する院生への対応から、臨床心理学関係専攻の教員の負担が増えつつある、② 臨床心理士資格の取得を希望する院生は、必要な科目を履修するのに精一杯で、余裕のない状態にある。③ 臨床心理学領域以外の専攻の院生が履修できる科目の比較的少ないこと等の問題があ

る。一方、長所については、臨床心理学領域以外の院生のハードな学生生活に刺激されて、それ以外の院生をも含めて研究の質が全体的に比較的高い印象がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在までに浮かび上がってきた問題や長所は、かなり印象に近く、それに基づく改善・改革を具体的に考えるのは、明らかに時期尚早であると思われるが、既に一部の問題は検討を開始している。

(b) 単位互換、単位認定等

【現状の説明】

他大学等との単位互換は行っていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現時点では単位互換制度を取り入れる予定はない。

(c) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生への教育上の配慮としては、他専攻同様、2年間の標準修業年限を超えて、3年間の単位修得期間を予め設定する「三年制長期コース」が用意されている。この場合の学費は、通常の2年分の学費を3年間で分割納付することになる。このコースは社会人学生のみが対象とされており、その選択は入学年度の履修届で行うことになっている。

また他専攻同様、院生の必要に応じて午後6時以降の夜間開講も行っているが、臨床心理士資格取得希望者の場合は、履修すべき科目数が多いため、事実上夜間のみの履修で修了することは困難となっている。

以上の点を含めて、社会人学生には、その置かれた様々な個別的事情にできる限り対処すべく、柔軟な対応を行うことにしている。

【点検・評価および長所と問題点】

心理学専攻は上記のように現在、ようやく完成年度が終了した状態で、上記の教育上の配慮が適切か否か、また、その長所や問題点が何かをこれまでの経験から判断できるだけの状態にない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

点検・評価が確定しない現在の状態では、将来の改善・改革に向けた方策を具体的に立てることはできない。

(d) 研究指導等

【現状の説明】

心理学専攻の研究指導等については、随時担当教員連絡会を催し、それぞれ指導院生の現状に関する情報を交換して、関係する教員間でそれを共有すると同時に、日頃の授業内

にもそれを活かし、また研究指導の方法について相互にアドバイスし合い、更に全担当教員の出席の下に年 2 回修士論文の中間発表会及び発表会を開催して、研究指導担当教員以外の教員も指導する集団指導体制を形成するように努めている。

なお、カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するために、初年度入学生には、丁寧な履修ガイダンスを行っている。

【点検・評価および長所と問題点】

完成年度が終了したばかりの現在、その点検・評価を行うだけの十分な時間が経過していないが、前者の教員連絡会では既に指導上悩みを抱えた教員の悩みが披瀝・共有されて、他の教員から幾つかのアドバイスと対策が提案され、また後者の発表会については、期日が近づくにつれて院生が頻繁に指導教員のところに相談に通っている事実がある。これらの会合はいずれも、一定程度の効果を持っていると評価される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記のように、現在までのところでは、開設間もないことから問題点を整理するに至っていない。

2) 教育・研究指導方法の改善

(a) 教育効果の測定

【現状の説明】

学部教育において行われているような、院生による授業アンケート等は実施していない。それは以下の事情による。

- ① 大学院の授業は受講者数が少なく、相互の意思疎通が極めて容易な状況にある。
- ② 毎回の授業での質疑応答・発表等を通じて、教員は各院生の能力を適確に把握することができ、更に専攻ごとの論文の中間発表会等を通じて、教育効果の測定は適切に行われている。

【点検・評価および長所と問題点】

授業が少人数で行われていることは、院生の研究ニーズや学習意欲の向上に寄与する点、更には院生の能力把握の点において有効であるが、他方ではいわゆる馴れ合いが生じる危険を孕んでいる。社会人学生の増加や近年の院生の消費者・購買者意識の高まりなどは、ある程度その歯止めの役を果たしているが、最終的には論文の審査や中間発表会等が歯止めとなる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

院生にも、それぞれの学習進度のペースがあり、教育効果を一律に測定することは必ずしも容易ではない。しかし、少なくとも複数の教員がお互いの短所を補い合って指導する体制を作り、あるいは、複数の教員から指導を受けたりすることのできる、風通しのよい自由な風土を形成することも考えられる。また、論文の中間発表会を複数の専攻が合同で

開催すること等、あるいは専攻を越えた研究科全体のカリキュラムの有機的連携も検討する必要がある。

(b) 成績評価法

【現状の説明】

成績評価においては、少人数授業により平素から各院生の能力が教員によって適確に把握されている。多くの教員が平常点やレポート提出などによって評価し、また専攻ごとの論文の中間発表会により、能力伸展や能力の向上の状況が相対的に把握されている。

【点検・評価および長所と問題点】

成績の評価については、少人数制と個別指導等により適正に把握されており、現在のところ問題はない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

成績評価法自体については、現在までのところ大きな問題は見出されていない。

(c) 教育・研究指導の改善

【現状の説明】

教員の教育・研究指導方法の改善については、専攻ごとに論文の中間発表会が催され、お互いの教育・研究指導方法の欠点を補い合うと同時に、相互の教育・研究指導方法を学び合う機会としている。また社会学専攻と心理学専攻では、指導教員の連絡会がもたれ、教育・指導の方法に難渋する教員に対して全員がアドバイスする機会も設けられている。

シラバスについては、その内容が尊重されつつも、授業では院生のニーズに沿った柔軟な対応を行っている。また、院生は、年度当初に直接教員に、その内容を質す機会もあり、科目選択の指針としても良く機能している。

【点検・評価および長所と問題点】

上記の論文の中間発表会および指導教員連絡会は、関係する各教員にその効果が実感されている。またシラバスは院生の授業選択指針として、良くその機能を果たしている。更に授業評価については、上記のように、体系的に実施してはいないが、少人数のため院生研究室等において院生の情報交換は活発に行われており、また授業への注文も、社会人院生等を中心に担当教員へ直接寄せられることが極めて多い。従って現状は少人数教育の長所がよく活かされていると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

論文の中間発表会および指導教員連絡会は極めて有効であるとの実感がある。今後ともこの方法を継続していく予定である。また授業評価については、その体系的な実施が必要とされる状況が生まれていないか、今後とも注意深く見守っていききたい。

3) 国内外における教育・研究交流

【現状の説明】

国際化への対応および国際交流の推進について、本学は合計 7 ヶ国にわたり 15 の国際交流協定を締結しているが、社会学研究科が独自に行っているものとしては、台湾・淡江大学日本研究所との間に平成 8 年 1 月に締結された学術交流協定がある（『大学基礎データ』表 11）。これにより、平成 8 年秋以来、淡江大学より毎年 1 名の短期留学生を受け入れてきており、他方、淡江大学日本研究所より、平成 8 年 4 月より 1 年間、1 名の教員が招聘され、同研究所客員教授として教育・研究に携わった。国内的には、社会学研究科が千葉大学大学院看護学研究科と単位互換協定を結んでおり、平成 13 年度から平成 15 年度までの過去 3 年間で合計 2 名の院生を受け入れた。このほか、社会学専攻が首都圏の社会学分野の大学院間単位互換制度(平成 15 年現在、加盟 22 校)に加盟しているものの、その利用者は同じく過去 3 年間で他大学院の単位を取得した院生が 1 名のみにとどまっているのが現状である。また、社会福祉学専攻は関東 11 大学の大学院社会福祉学専攻協議会に加盟しており、加盟大学大学院間には大学院委託聴講制度（単位互換）があるが、その利用者は同じく過去 3 年間で、受け入れ院生が 6 名、他大学院へ出向いた院生が 3 名であった。また、平成 6 年度以来『淑徳大学大学院社会学研究科研究紀要』を毎年発行して、院生および教員の研究成果の外部発信に努めているほか、社会学専攻には、本学専任教員だけでは十分にカバーできない社会学諸領域に関し、国内各地の諸大学の先端的研究者を年間 6 名、各 1 回ずつ招いて講義を依頼する「現代社会学特殊講義」と題する授業科目が設けられている。

【点検・評価および長所と問題点】

大学全体としてはかなりの国際交流が行われているものの、それらは学部および研究科単位で行われているものが多く、それらの国際交流協定が全体として有機的に機能しているとは言えない状況がある。それらの点検・評価の実施とあわせて、各種の国際交流協定が効率的に充分機能するよう再編成されていく必要があると思われる。一方、国内的には、単位互換協定については本学の位置する地理的条件もあって、その質、量および成果として必ずしも十分に機能しているとは言えないものの、その他の試みは本研究科の長所として認めうらと思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の問題点を改善するためには、全学的な改革が必要であり、上記の問題を含めて、国内外の交流の拡大と統合の二つの方向で検討を進めている。

4) 学位授与・課程修了の認定

(a) 学位授与

【現状の説明】

学位授与の状況については『大学基礎データ』表 7 に見られる通り、過去 5 年間（平成 12 年度～16 年度）において、社会学専攻の場合、修士が 29 名、博士が 4 名に、社会福祉学専攻の場合、修士が 69 名、博士が 4 名に、また、心理学専攻の場合、修士が 11 名（平

成 15 年 4 月開設)に、それぞれ授与されている。博士を授与された合計 8 名のうち、社会学専攻の 1 名は論文博士であった。

修士または博士の学位は、「大学院学則」第 26 条に基づき、「修士課程又は博士後期課程の課程修了を認定した者に対しては、その課程に応じて、それぞれ修士又は博士の学位を授与する」ことになっている。これに基づき、学位の授与方針・基準については、次のように定められている。

すなわち、修士の学位は、「本学大学院学則第 25 条により、本大学院博士課程(前期課程)に在学する者で、修士課程を修了するために必要な要件を満たしたと認められる者に授与される」(「淑徳大学学位規程」第 3 条第 2 項)。この場合「修士課程を修了するために必要な要件」とは、同課程に 2 年以上在籍し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を提出し、最終試験に合格すること(「大学院学則」第 25 条)となっている。

一方、博士の学位は、課程博士の場合、「本学大学院学則第 25 条の 2 により、本大学院博士課程(後期課程)を修了するために必要な要件を満たしたと認められる者に授与される」(「淑徳大学学位規程」第 3 条第 3 項)。この場合「博士課程(後期課程)を修了するために必要な要件」とは、同課程に 3 年以上在籍し、必要な研究指導を受けて、博士論文を提出し、最終試験に合格すること(「大学院学則」第 25 条の 2)となっている。ただし、本研究科では、「必要な研究指導」の一環として、各専攻とも、教員と院生双方の全員参加形式による論文中間発表会を毎年 2 回開催しており、ここで発表された内容と質疑応答によって、〈当該年度における論文の提出が可能か否か〉が、かなりの程度判断されている。

学位審査について、修士および博士の学位論文の審査、最終試験および学力の確認は、主査 1 名、副査 2 名以上で行い、研究科委員会で合否を決することになっている(「淑徳大学学位規程」第 4 条の 2)。また特に、博士の学位審査については、学内教員の審査委員 3 名のうち 1 名以上を他専攻の教員とし、更に学外から 1 名を審査委員に委嘱して、最終的に公開審査を実施し、審査の透明性・客観性を高めるよう努力している。

なお、社会福祉学専攻の博士前期課程には、社会人を対象とする「一年制短期コース」が設けられており、この場合には修士論文の代わりに、社会福祉分野における専門的職業人としての実務経験と実践的知見に基づいて課題を設定し、その研究成果を指導教員の指導によって要件を満たす研究論文に仕上げた「課題研究論文」を作成して提出できることになっているが、この制度の利用者は、現在までのところ出ていない。

【点検・評価および長所と問題点】

上記の学位授与の状況からして、その数は比較的順調に推移していると言えよう。また、学位審査、とりわけ博士の学位審査については、充分厳格に行われているだけでなく、審査の透明性・客観性もかなり高いと言えよう。

一方、専門職業人を志向する者と専ら研究を志向する者とが混在して在籍している博士前期課程(修士課程)の場合は、必然的に、実質的な学位の内容にかなり差異を生じる恐れがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

博士前期課程(修士課程)の問題は、ほとんど制度的に改善・改革を図るほかなく、さしあたり現在では、研究科全体としてのカリキュラムの体系化に向けて、その検討を平成17年度より開始する予定である。

(b) 課程修了の認定

【現状の説明】

博士前期課程(修士課程)の標準修業年限は2年であるが、社会学研究科では、社会学専攻に「一年制博士前期(短期)課程」が、また社会福祉学専攻には「一年制短期コース」が、それぞれ設けられており、1年間で課程修了が可能となっている。

前者は、大学院を学部と接続させて、学部4年次の段階で大学院の科目等履修生として、博士前期課程の開講科目5科目10単位を限度に履修し、博士前期課程入学後に、その修得した単位が課程修了に必要な単位数に算入される制度である。ただし、対象者は、学部3年次に編入学した看護師資格を有する者などの条件があり、また科目等履修生としての適格性についての審査もかなり厳格に行われる。

一方、後者は、学部卒業後3年以上の社会福祉関連実務の経験がある社会人を対象とし、その実務経験を社会福祉実習の単位として認定した上で、文字通り一年間で短期集中的に残りの単位を履修し、また、実務経験に基づく課題設定の研究論文を修士論文に代わるものとして認める制度である。

これらの制度は、いずれも社会人へのブラッシュアップ教育を試みるために設定された制度であるが、現実にはかなりハードであること、また社会福祉関係の諸機関において従業員の研修・国内留学の制度化が立ち遅れていることもあって、これまでのところその利用者は少なく、社会学専攻の「一年制博士前期(短期)課程」で入学者が2名、その内1年で修了したものは1名、また、社会福祉学専攻の「一年制短期コース」では入学者がまだいない。このようにこれらの制度の利用者は多くないが、しかしそれだけに、これまでの入院生は強い意欲とかなり高い能力を有しており、修了時には標準修業年限を経た修了生と比べても、遜色は見られなかった。

【点検・評価および長所と問題点】

上記の通り、現在までのところ、これらの制度に、特に問題があるとは認められていない。敢えて問題を探せば、ハードな履修方法とならざるをえないことである。そして、これらの制度の利用希望者が少ないことである。しかしながら前者の理由に関しては、標準修業年限未満で特別に修了を認める以上は、それに足るだけの意欲と能力が求められるのは至極当然であろう。その点では、現在のところ、希望者の少ないことは必ずしも問題とは言えないと考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会人のブラッシュアップ教育については、今後もその制度の検討を続けることになっ

ている。

（２）国際経営・文化研究科

１）教育・研究指導の内容等

国際経営・文化研究科は、国際経営専攻と国際文化専攻の２専攻からなり、国際経営専攻は、国際的な経営、経営と環境に関わる分野で、また国際文化専攻は、日本および欧米・アジアなど世界の主要な国々の固有の文化と異文化交流に関わる分野で、それぞれ高度な知識と研究能力を具えた専門的職業人を養成し、グローバルな「共生」の視点から実践的な社会貢献を行うための専門知識および技能の修得、更にはそれに基づいた行動力の開発をめざすことを教育目的としている。これは、本学の建学の理念である「共生」と「実学」の精神に基づくものであるとともに、「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的にも適合するものである。以下、必要な場合に限って専攻別に点検・評価を行う。

（a）国際経営・文化研究科の教育課程

国際経営専攻

【現状の説明】

国際経営専攻は、上記のように「共生」と「実学」の精神を踏まえ、人間生活や経営の分野において世界の人々の多様な価値観を認識し、相互理解に努め、「共生」の精神を持って海外で活躍できる人材、すなわちグローバル・コミュニケーターを養成することを目的としている。具体的には国際経営、経営管理、マーケティング、財務会計、環境管理という五つに大別した研究分野を設定し、経営を取り巻く環境の構造的変化を社会、経済、情報、地球環境、国際関係、組織など幅広い視点から見つめ直し、経営研究の視座と方法を修得することにある。その上で、変動する経済社会に対して、経営の創造的適応を図るのに必要な知識・技法・理論を持った人材の育成をめざしている。

こうした目的の実現に向けて、経営における基礎理論をベースに、組織戦略、人材開発、マーケティング、会計、など経営学系の科目を修得し、経営とグローバリゼーション、経営と地球環境、経営と情報システム、経営と人間との関係から生じる諸問題に能動的、創造的に取り組める人材の養成を図るためのカリキュラム編成がなされている。

本専攻の教育課程は、「基礎科目」「プロジェクト研究」「専攻科目」「国際経営特殊演習」という科目群からなるが、自らの課題との関わりで30単位以上を修得しなければならない。国際文化専攻との間においては、共通の「基礎科目」として6単位以上を修了要件単位に含めている。また、特殊演習の指導教員は演習時の修士論文指導時間以外にも、院生の必要に応じて、時間に余裕のある限り個別に指導を行っている。入学者数に対する修了者数の高い比率、就職状況を考慮すると、修士課程の目的の適合性は良好であると思われる。

なお、本専攻と学部および経営環境学科の学士課程の教育内容との関係については、学部における教育内容を更に高度で奥行きのあるものにするため、また学部が志向する学問分野を更に発展させて、国際的な経営、経営と環境に関わる分野で、高度な知識・研究能力を具えた専門的職業人を養成し、グローバルな「共生」の視点から実践的な社会貢献を行うための知識ベース、技法の修得、そして行動力の開発を目的とした教育を一貫して実施してきている。

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性という点では、上記の教育目的に示したように、「実学」という観点から修士課程修了後は実社会で専門性を生かすように指導している。現在のところ本研究科としては種々の条件で博士課程設置の予定はなく、今後研究能力が高く、研究者の道を歩みたいという院生がいた場合は、他大学院への進学を積極的に指導している。

【点検・評価および長所と問題点】

修了者の比率の高さや就職状況を勘案すると、本専攻の教育課程は良好に推移していると判断できる。また、学士課程の教育内容は引き継がれていて、本専攻では更に高いレベルの専門的知識を修得すべく緻密な教育・研究が行われており、両者の関係は適切であると評価できる。しかし、社会人や外国人留学生を含む外部からの進学者が多く、学部での専攻も多岐にわたっており、学部から大学院への持続したテーマの発展、深化という観点から考えると連続性を保つことは現実的でなくなっている。

今後、修士課程の目的への適合性を更に増進するためには、本専攻教員の研究への不断の傾注と院生の恒常的な研鑽が求められる。また、現実の社会、企業を取り巻く環境の目まぐるしい変化に伴い、人材育成に新たな対応を迫られるとすれば、それに呼応する研究内容と研究体制で応じなければならないのは言うまでもない。

こうした要請に応えるべく、大学院将来構想検討委員会において長期的な研究科のあり方について検討する一方、カリキュラム編成、指導方法等については、常にカリキュラム検討委員会において検討、点検を行っている。指導する教員の補充（特に定年退職者等の補充）については、学部との関係もあり煩勞するところであるが、外部の人材を積極的に活用し、教育研究に支障が生じないように努めている。また、講義以外に時間に余裕のある限り個別に指導している修士論文指導教員は、学部の授業も兼務しているためかなりの負担となっている。望ましいのは大学院の専任教員の採用が最適であるが、当面兼任教員によって補充せざるを得ないのが実状である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記のように、内部と外部からの進学者（社会人・留学生を含む）のバックグラウンドの濃淡、差異を調整するために、基礎科目の配置を再検討し、平成16年度から「経営学特論」・「国際政治特論」の科目補充を行うこととした。と同時に、環境管理だけであった環境系の研究分野に環境行政を設置し、専攻科目として「環境行政特論・演習」や、税理士

の資格取得に関わる「租税特論・演習」をそれぞれ新規開講することにした。これは、地方公務員や、税理士志望などの社会人学生のニーズにも対応できるようなカリキュラム上の改善であるといえる。また、国際文化専攻におかれている「基礎科目」の履修を可能にし、国際教養を高める機会を提供している。

一方、既に実施している社会人に配慮した夜間・土曜日開講に加えて、国際文化専攻同様、一般院生や外国人留学生から要望の強かった昼間開講も同時的に実施することとし、平成 16 年度から昼夜間・土曜日開講の時間割を編成することになった。

今後は他大学院との単位互換の制度化を推進するとともに、それと並行して学部での授業を履修させながら、早期の段階で基礎学力を身につけさせるような指導体制をとることも確認されている。また、学部の大学院進学希望者に対しては大学院準備コースを設置することや成績優秀者には大学院への飛び級制度等を導入することも今後の検討課題としている。

国際文化専攻

【現状の説明】

国際文化専攻は、日本およびアジア、欧米など世界の主要な地域の思想、宗教、言語、文学、芸術など諸文化の固有の主張と意義について学際的に研究し、それらを歴史的かつグローバルな視点から位置づけ、異文化交流上の摩擦や現代社会の諸問題に対応できるような、高度な専門知識と能力を持った人材の育成を図ることを目的としている。

本専攻の教育課程は、「基礎科目」、「地域文化研究科目」、「専攻科目」、「国際文化特殊演習」という科目群に分類され、基礎から応用、そして修士論文作成へと展開、収斂するように構成されている。「基礎科目」は、両専攻共通の科目として配置されたもので、1・2 年次を通じて自由に選択できる。その眼目は、基礎科目の履修を通じて院生各自のバックグラウンドの差異を補正し、かつ各地域の個別文化研究を行う際の前提として、文化人類学、比較文化、国際文化交流、異文化コミュニケーションなどの諸科目を通じて、民族・宗教的、あるいはグローバルな視座から、それらと文化の諸相とを有機的に関連づけて研究する視点や方法を修得する点にある。「地域文化研究科目」は、1・2 年次を通じて自由に選択できるが、基礎演習としての性格を持ち、その後の個別地域文化研究に向けての方法論や技術を修得することを目的としている。「専攻科目」は、1 年次前学期から 2 年次前・後学期にかけて、専攻分野に合わせて講義・演習各 4 科目 16 単位以上を選択履修しなければならないが、日本語・中国語・英語の 3 つの言語、及び日本・アジア・欧米のこれら 3 つの文化領域から編成されている。「国際文化特殊演習」は、2 年次後学期における選択必修科目で、3 分野の修士論文研究の領域科目として配置されている。

教育・研究指導については、「地域文化研究科目」の担当教員がその授業を含めて入学時点から年間を通じて 1 年次のアドバイザーとして、履修科目や研究課題その他について随時相談に乗っている。2 年次になると、これらの任務を「国際文化特殊演習」の担当教員が引き継ぐことになる。特に修士論文指導については、入学試験の出願時に各自の研究分野

に則して予め希望の指導教員を指名できるように配慮している。そのため、入学と同時にその指導教員のもとに、各自の研究計画に基づいて修士論文提出まで一貫した指導が受けられる体制にあり、修士課程の目的への適合性は良好であると判断される。

なお、博士課程の目的への適合性については、上記の教育目的に示したように、本専攻も国際経営専攻同様、「実学」という観点から修士課程修了後は実社会で専門性を活かすように指導している。現在のところ本研究科としては種々の条件で博士課程の設置予定はなく、成績優秀者で研究能力が高く、今後も研究活動に従事したいという院生がいた場合は、他大学院同課程への進学を積極的に指導している。

【点検・評価および長所と問題点】

本専攻の教育課程は、国際コミュニケーション学部の特徴的な「国際」「経営」「環境」「文化」「情報」をキーワードとして、「コミュニケーション」で統括しながら、諸科学横断的で、かつ実学的な教育を志向した理念や目的を継承、深化させたいえに成立している。そうした意味では、学部と本専攻とは一貫性を維持した教育体系にあり、その理念は内部進学者には浸透していると言える。一方で、外部からの進学者（とりわけ社会人や外国人留学生）にとっては、上記の教育目的やその内容が充分理解されているとは言えず、入学時からの指導体制を検討、強化しなければならない。

一方、本専攻の「国際文化」という性格上、幅広い分野の科目を開講し、教育ニーズに応えている。従って、日本・アジア・欧米といった各地域文化に特化した場合、地域文化間を横断するクロスカルチャーに十分な授業科目数が提供されていないという問題点が生じている。それを補うために、指導教員が自主ゼミを開くなど最大限の個別指導を行っている。しかし、学際的な研究をめざしながら、早期に特定の指導教員に固定した場合、現実にはその教員の専攻分野の研究対象や研究方法に基づいた指導が行われ、院生の自由な創造性を発揮させる機会を制限するというマイナス面が生じる危険性を伴っている。

研究指導については、教員全員がオフィスアワーを設定しており、指導教員は授業以外に、オフィスアワーを利用しながら適宜個別指導の機会を設けている。また、教員によっては社会人学生等を対象にE・メールを利用した指導を行っている場合もある。しかし、学部との兼担から生じる雑務の多さ、あるいは自らの研究等に追われながら教育・研究指導をしているため、そうした指導法も自ら限界があると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記のように、社会人入学者や外国人留学生の増加が予想される中で、入学者間のバックグラウンドの濃淡、差異をいかに埋めていくかという課題に対して、カリキュラムの見直しを行った。その結果、開設以後比較文化という研究分野の修士論文提出者が全くいなかったため、それを廃止する一方、日本語・中国語・英語といった地域言語という研究分野を新設し、「日本語特論・演習」「中国語特論・演習」「英語特論・演習」等を新規開講し、現職の中・高校教員の専修免許取得のための科目を充実させた。それと同時に、現職教員を含む社会人入学者を受け入れやすくするために、国際経営専攻同様、昼夜間・土曜日開

講の時間割を編成する等の改善・改革を行い、平成 16 年度から実施することにした。

また、「専攻科目」の中で、地域文化領域の開講科目に偏りが見られた点については、上記のように廃止された比較文化関係の教員がアジア文化・欧米文化関係の科目を担当することや兼任教員の補充によって、地域別の開講科目にバランスがとれるように改善・改革を行うことができた。

しかし、どのような教育編成や指導体制をとったとしても、前述の問題点について、なかなか根本的な解決法は見出しにくい。当面は、学部担当だけの専任教員の協力を得ながら、複数の教員による指導体制をとるのが現実的な方法であり解決策であろう。しかし、今後、財政事情が許すならば、大学院と学部の指導体制の分離を図るなり、研究支援のできる高度な人的補助体制を確立していく方法を講じなければならない。

（b）単位互換、単位認定等

国際経営・国際文化両専攻共通

【現状の説明】

平成 12 年度開設にあたって、学生募集の観点から、本学の周辺にはない大学院研究科を立ち上げるという方針のもとに設置申請を行ったこと、また本学の所在地が都心からやや離れた郊外にあり、通学に不便であること等の理由もあって、現在の時点では国際経営専攻、国際文化専攻ともに、国内外の大学院等との単位互換は行っていないし、当面は行う予定も立っていないが、視野には入れている。

（c）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

国際経営・国際文化両専攻共通

【現状の説明】

社会人学生への教育上の配慮として、2 年間の標準修了年限を超えて、3 年間の単位修得期間を予め設定する「三年制長期コース」が用意されている。この場合の配慮というのは、通常の 2 年の学費を 3 年間で分割納付を認めるという制度であり、社会人学生にのみ限定されており、その選択は入学年度の履修届の際に行うこととしている。

また、国際経営専攻では、社会人学生に対する配慮として開設当初から夜間・土曜日開講制をとっており、受講機会の拡張を図り、結果は良好である。入学後の論文作成においても、評価に値する既存の業績がある場合、修士論文に代替できる課題研究論文の提出を認めるなど、社会経験を大学院の研究システムに導入できるような体制にある。国際文化専攻では、これまで外国人留学生と内部からの進学者が多かったため、国際経営専攻との「基礎科目」を除けば、昼間だけの開講であった。

一方、外国人留学生については、両専攻とも別立て課程は編成していない。これまでの実績では、全て中国を中心にしたアジアからの留学生であった。このため、共同研究室には中国人留学生向けのパソコンを設置している。また、日本語能力は個々によって異なり、

指導教員が講義以外にも必要に応じて個別指導を行うことや学部開設されている留学生のための日本語関係授業科目の聴講を認めることで、健全に推移していると判断され、現段階では別段の支障はきたしていない。

【点検・評価および長所と問題点】

上記のように、指導教員の尽力には多大なものがあるが、社会人学生、外国人留学生ともに個々人に対する教育効果は順調に仕上がっている。しかしながら、外国人留学生の日本語習熟度に限界があるため、修士論文の作成においては、基本的な日本文の作成、文章の添削など個別対応の必要性に迫られており、指導教員の負担が増大している。また、国際経営・国際文化両専攻ともに現行の教育課程において、平成16年度から社会人や留学生の大学院へのニーズに対応できるように昼夜開講制を導入し、積極的に受け入れるような体制をとっている。土曜日や夜間の授業を中心に履修することも、また、平日や昼間の授業を中心に履修計画を立てることも可能な時間割を作成している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外国人留学生に対する日本語指導等については、指導教員は学部との兼担で多忙を極めており、TA制度の導入などの検討が課題に上っている。

(d) 研究指導等

国際経営専攻

【現状の説明】

院生各自の希望を考慮し専攻会議で承認された指導教員が、主として研究指導を行っている。1年次では指導教員のプロジェクト研究において、院生各自の研究課題に即した講義や演習を行っている。2年次では引き続き同じ指導教員の国際経営特殊演習を通じて、修士論文作成のための指導を集中的に行っている。修士論文の作成も、ほとんどの教員が演習時間以外にも、進捗状況を随時報告させて指導している。また、院生には、1年次の1月末に修士論文テーマの概要の提出、2年次の6月に修士論文題目の提出を義務づけ、9月に修士論文中間発表会、主査1名副査2名による論文指導を通して1月に修士論文を提出させている。以上の修士論文作成のための1年次から2年次までのプロセスについて、指導教員が主導して一貫して研究指導を行っている。また、図書館職員によって院生全員に図書館の利用方法やデータベース検索、電子ジャーナルの活用方法、著作権と著作物の取り扱い方、など文献資料の利用方法を指導している。

上記のプロセスを踏まえて、2月の修士論文の審査および最終試験は、主査(指導教員)1名、副査2名で行われる。

【点検・評価および長所と問題点】

1・2年次一貫して、同一指導教員によるプロジェクト研究および国際経営特殊演習を通じて修士論文作成に至る教育・研究指導は、良好な成果を上げていると判断される。院生各自が個人専用で利用できるパソコンの設備も学習・研究におおいに寄与している。また、外国

人留学生も含めた院生相互の全体的な交流は、院生各人にとってのメリットは大である。

一方、上記のように、外国人留学生に対する研究指導は、資料の渉猟に当たって地理的不案内や情報検索方法の未習熟などきめ細かく行っている。また、日本語の文章表現力が弱い、指導教員の苦労は多大で教育・研究以外の負荷となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本専攻の教員は、学部教育で大半の責任時間を果たしており、大学院教育はその次にならざるを得ないというのが実状である。とは言っても、本専攻での授業その他で手が抜けているということではなく、研究指導の時間に制約が生じてきているということである。現代社会はより高度の教育を求めており、大学院がその受皿になっている現状からすれば、大学院教育に割く時間をもう少し保証するシステム作りが必要であるが、まだ有効な方策は講じられていないのが現状である。

国際文化専攻

【現状の説明】

院生の希望と教員の専攻分野を勘案して、専攻会議で承認された主指導教員および副指導教員が、主として研究指導を行っている。1年次では地域文化研究の担当教員が、その授業を含め入学時点から年間を通じて院生のアドバイザーとして、各院生の履修科目や研究テーマ等について随時相談にのっている。2年次では国際文化特殊演習の担当教員が助言者役を引き継ぐ。修士論文作成のための研究指導は主指導教員が行っている。ただし、院生の研究課題と関連の深い科目の担当教員は副指導教員として指導する場合がある。このように、主指導教員を軸に複数の教員による指導体制をとっているが、ほとんどの教員が演習時間以外に、修士論文作成の進捗状況を随時報告させて指導している。また、1年次の1月末に修士論文の概要の提出を、2年次の6月に修士論文題目の提出を義務づけ、9月に修士論文中間発表会を実施している。この修士論文作成のための一連のプロセスにおいて主・副指導教員が連携して研究指導を行っている。

上記のプロセスを踏まえて、2月の修士論文の審査および最終試験は、主査(指導教員) 1名、副査(副指導教員) 2名で行っている。

【点検・評価および長所と問題点】

国際文化専攻でも、2年間一貫して同じ指導教員によるプロジェクト研究および国際経営特殊演習を通じて修士論文作成に至る教育・研究指導をとっている国際経営専攻のようなシステムを構築する必要がある。なお、院生各自が個人専用で利用できるパソコンの設備も学習・研究におおいに寄与している。また、外国人留学生も含めて院生相互の全体的な交流は各院生にとってメリットは大きい。

外国人留学生に対しては、資料の渉猟に当たって地理的不案内や情報検索方法の未習熟などを補うきめ細かい指導を行っている。また、日本語の文章力が貧弱なため、指導教員の並々ならぬ苦労が教育・研究以外の負荷として生じている点は問題であろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本専攻の教員も国際経営専攻同様、学部教育が主で、大学院教育が従にならざるを得ないというのが実状である。とは言うものの、本専攻での講義その他に手拔かりがあるということではなく、研究指導の時間に制約が生じてきているということである。現代社会はより高度の教育を求めており、大学院がその受皿になっている現状からすれば、大学院教育に割く時間をもう少し保証するシステム作りが早急に望まれる。これも、本年発足した「大学院将来構想検討委員会」の重要な課題である。

2) 教育・研究指導方法の改善

(a) 教育効果の測定

【現状の説明】

教育・研究指導の効果の測定は、テスト、レポート、口述試験、研究発表などの方法、およびそれらの組み合わせによるが、その形態や実施方法については各教員に委ねられている。両専攻の共通科目を除けばほとんどの授業は数名程度であるので、担当教員は院生の研究テーマを熟知しており、受講生の要望に沿った授業内容が展開できている。

一方、院生の勉学意欲が学部学生より極めて旺盛で、かつ授業での質疑応答が活発に行われており、教員も院生に対する教育効果の浸透度、および院生の問題意識や能力を客観的に測定しやすい状況にある。

【点検・評価および長所と問題点】

少人数教育は、上記のような長所をもたらすとともに専攻ごとの論文中間発表会、修士論文のプレゼンテーション等を通じて、教育効果の測定は適切、妥当に行われていると判断できる。しかし、少人数教育は反面、教員と院生の間にともすれば緊張感に欠ける関係性が生じる場合がある。とりわけ内部からの進学者が多い場合、こうした傾向に陥りやすい。これを打破する一つの方法として、学部同様、院生による授業アンケート等の実施が考えられようが、授業の履修者が少人数であるため、匿名による自由な評価はなかなか得難く、そのため体系的には実施していない。

一方、外国人留学生や社会人学生が増加する傾向にあり、こうした状況が教員と院生、および院生相互の間に新たな緊張感を喚起し、教育研究の活性化に寄与していることも事実であり、歓迎すべき状況ではある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

将来の改善・改革に向けて、学部とは形式を変えた方法の院生による授業アンケートの実施を検討している。例えば実現可能なものとしては、個別の授業単位のアンケートではなく、修士論文作成に向けて現行のカリキュラムの有効性などを問うようなフリーアンサー形式の採用が考えられる。

また、教育・研究指導の効果を客観的に測定する方法として、既に国際文化専攻で一部

実施している複数の教員による指導体制が挙げられる。院生の研究テーマに即して特定の指導教員に一任するのではなく、複数の教員が相互の研究領域や研究方法を活かしあって教育・研究指導を行うことは、院生のみならず教員相互の研究にもメリットがあるだろう。

(b) 成績評価法

【現状の説明】

成績評価は個々の教員の裁量に委ねられているが、少人数授業の利点から、各教員は平素から学生個々人の能力を的確に把握できる状況にある。講義科目については、概ね平常点およびテスト、レポート提出などによって評価している。また、演習科目については、院生による報告および討論、これに対する教員の講評と補足指導によるのが一般的であり、そこでの発表内容、取り組みの姿勢、討論への参加度等から総合的に評価されることになる。また、論文の中間発表会は、院生の問題意識、研究能力、進捗状況を他の院生と相対化する絶好の機会となっている。

【点検・評価および長所と問題点】

成績評価については、少人数授業のため、教員が院生の能力を的確に把握できるメリットがある反面、両者の間に馴れ合いが生じて評価がかえって甘くなる点も否定できない。しかし、現在のところこの点については大きな問題は生じていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記のように、現在のところ成績評価法自体には何ら問題はないが、国際的な認知の観点から適切な評価方法のあり方を引き続き検討する。

(c) 教育・研究指導の改善

【現状の説明】

教員の教育・研究指導方法の改善については、教員の突然の退職等による院生指導の中断がないよう内外の関連領域のファカルティと連携し指導体制を確保している。また、院生の研究能力や研究意欲を高めるために複数の学会に参加させ、また、学会での研究発表を奨励している。研究に当たって実地調査など現場調査を重視し、国内外で調査をさせている。さらに、各専攻で論文の中間発表会を開催しているが、院生の研究上の問題点のみならず、教員相互の教育・研究指導上の欠点を補完し合うとともに、指導方法を学びあう場となっている。

一方、シラバスについては、その内容に即すると同時に受講生の研究テーマや関心に対応する等、柔軟に運用している。また、年度始めには両専攻主任によるオリエンテーションを実施した上で、担当教員全員と1・2年次の院生による合同の懇話会を開き、教員の専攻分野や授業内容を紹介するとともに、院生の研究テーマを発表し合うなどの意見交換を行い、両者間の関係を親密なものにしている。

院生による授業評価および学生満足度調査は、組織的・制度的には行われていないが、

このような論文発表会の開催や懇話会での両者の意見交換があり、また全ての講義・演習が極めて少人数（1～6名程度）で行われていて、院生と教員間の意思疎通は良好であり、各講義・演習に対する受講者からの反応・意見は絶えず日常的に聴取できる状態にある。

なお、個別的な課題については月例の研究科委員会と専攻会議および関連委員会で随時検討を行っている。

また、研究科に研究会組織規程に基づき各種研究会が専任教員を中心に内外の人々を研究員として活動している。大学院学生は、準研究員として参加している。

【点検・評価および長所と問題点】

大学院生が極めて少人数であるため、教員と院生の関係は親密なものであり、要望・意見も自由に聴取し、採用できる状況にある。従って、院生による授業評価制度を導入する規模に至っていないものの研究科全体としての教育のあり方を検討する上からも何らかの方法を検討する必要がある。少人数のゆえに院生は、指導教員以外の教員に研究方法や自己の考えをぶつける機会を持っており、また、率直な教員間での意見交換が行われている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在のところ教育・研究指導上の大きな問題点は生じていないが、更なる改善を促進するには、教育課程の眼目や意図の周知を図り、教員の教育・研究指導の方向性を明確にするとともに、院生自身の自主的な研究や方法を助成するための具体的な方策を不断に検討することが必要である。例えば、国際文化専攻で一部実施している複数指導制の導入である。これは、教員には相互の研究領域や研究方法等の意見交換にもつながり、院生にとっても、指導教員を自由に変更したり、複数の教員から有効なアドバイスを得たりでき、風通しの良い研究風土を醸成する努力を引き続き行う。研究会活動の活発化や国際コミュニケーション学会研究奨励金制度の活用を通して教員と院生が一体となって研究する環境整備に努める。

3) 国内外における教育・研究交流

【現状の説明】

国際化への対応と国際交流の推進について、本学としては大学 3、社会学部 1、国際コミュニケーション学部 10、社会学研究科 1 の合計 7 か国、15 の国際交流協定を締結しているが、本研究科が独自に行っているものはない（『大学基礎データ』表 11）。また、国内外の大学院との単位互換等の教育交流や、共同研究等の研究交流についても実施していない。現在までのところ、大学院公開講座の形で環境省、千葉県、東京都、埼玉県、東京工業大学との研究成果の交流並びに伝播普及に努めている。本研究科独自の国際交流の推進を図る基本方針は立っているものの具体的なプランはまだできていない。

【点検・評価および長所と問題点】

本研究科は開設後 5 年目を迎えたところであり、教員も学部との兼担であるため、正直

なところ国内外との教育・研究交流を行う余力がなかった。

上記のように、本学として多くの国際交流が行われていると言うものの、学部、研究科単位であり、それらの間にどのような有機的連関があり、教育・研究上どのような機能を果たしているのかを明確にしていく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院は、学部とは異なり、高度な学術教育を通じて専門的な研究者を養成し、専門職業人を育成することを目的としているので、国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針は大学院の目的に沿った独自のものを樹立し、実施する必要がある。本研究科としては、日韓水環境フォーラムを平成 18 年 10 月に日本での開催に主導的な役割を果たすべく、取り組んでいる。今後学生が増加し博士課程を設置するようになれば、国際的なレベルでの研究交流、学生の派遣、交換留学生の受け入れ等に積極的に取り組んでいくことが必要であり大学院将来構想検討委員会で引き続き検討する。

4) 学位授与・課程修了の認定

(a) 学位授与

【現状の説明】

学位授与の状況については、過去 4 年間（平成 13～16 年度）において、国際経営専攻の場合、修士（国際経営）は平成 13 年度 8 名、平成 14 年度 12 名、平成 15 年度 15 名、平成 16 年度 5 名、計 40 名、国際文化専攻の場合、修士（国際文化）は平成 13 年度 6 名、平成 14 年度 8 名、平成 15 年度 8 名、平成 16 年度 8 名、計 30 名が、それぞれ授与されている（『大学基礎データ』表 7）。

修士の学位は、「大学院学則」第 26 条に基づき、「修士課程又は博士後期課程の課程修了を認定した者に対しては、その課程に応じて、それぞれ修士又は博士の学位を授与する。」としている。これに基づき、学位の授与方針・基準については、次のように定められている。すなわち、修士の学位は「大学院学則」第 25 条の規定により、「本学大学院博士前期課程又は修士課程に在学する者で、修士課程を修了するために必要な要件を満たしたと認められる者に授与される」（「淑徳大学学位規程」第 3 条第 2 項）。この場合の「修士課程を修了するために必要な要件」とは、同課程に「2 年以上在学し、第 14 条の規定に基づく授業科目について各専攻が定める所定の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者については研究科委員会の議を経て、学長が修士課程修了を認定するものとする。」（「大学院学則」第 25 条）である。ただし、本研究科における「必要な研究指導」の一環として、2 年次 9 月実施の教員と院生双方の全員参加形式による修士論文中間発表会があるが、そこでの発表内容の質と質疑応答の対応が問われることになる。次に学位審査について、修士論文の審査、最終試験および学力の確認は、主査 1 名、副査 2 名によって行われ、各専攻会議での結果報告を経て、研究科委員会で合

否の判定を行うことになっている（「淑徳大学学位規程」第4条2）。

なお、修士論文の審査体制は、主指導教員が主査を務めているが、「大学院設置基準」第9条の規定によって置かれた教員の中から選抜されている。また、院生の研究課題と関連の深い科目の担当教員を副指導教員として配置しているが、これらの教員の中から2名が副査に当たっている。論文審査の実施にあたっては、本研究科および当該専攻の目的に照らして十分な質、量の条件を満たしているか否かを、認定する場合の共通基準としている。量については、400字詰め原稿用紙にして100枚以上の基本設定を指示している。

次に、社会人学生を対象に修士論文に代替できる「課題研究論文」については、一般には選ばれたテーマの特定の側面（サブテーマ）について、個々には修士論文より小規模な論文（研究ノートを含む）を2編またはそれ以上を集めた論文集のかたちをとることにしているが、現在のところ国際経営専攻1名のみである。また、留学生に対する日本語指導については、現在のところ中国人留学生だけであり、中国文化専攻の主指導教員が直接論文指導を行っているので問題は生じていない。

その後、審査に合格した修士論文について、口述試験が行われ、審査教員3名による評価協議し、判定結果を専攻会議に提出している。なお、合格者には、英文の要旨要約文（A4 2～4枚）とともに図書館に提出させ、製本のうえ閲覧できる体制をとっている。

【点検・評価および長所と問題点】

審査の透明性・客観性を高める措置の導入という点については適切、妥当であると思われるが、本研究科が両専攻とも「国際」を冠しているという性格上、研究テーマは多岐にわたり、主査・副査の選定もなかなか難しい。また、国際文化専攻の場合、本学には日本でも有数の中国石刻拓本を所蔵した「書学文化センター」があり、特色ある研究分野として拓本研究のため外部からの進学者が増えつつある。そのため拓本研究が主目的となって、当該専攻がめざしている学部から大学院への持続したテーマの発展、深化という観点から考えると、一部内容的に論究が不十分なものがあつたと言わざるを得ない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

前項目でも触れたように、院生が取り組む研究対象は幅広く外部教員並びに他の研究分野の専任教員に副査を柔軟に依頼している。今後もこの傾向が増加すると思われるので指導並びに審査を行う適切な教員確保に努める。院生の増加に対応して大学院担当の教員数を増やしていく予定である。

（b）課程修了の認定

【現状の説明】

現在の時点では、標準修業年限未満で修了する制度を採用しておらず、また今後行う予定もない。